

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年9月19日（平成30年（行情）諮問第401号）

答申日：平成30年12月3日（平成30年度（行情）答申第343号）

事件名：「発達障害者の判断基準（日常生活・社会生活に制限を受けているもの）」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「発達障害者の判断基準（日常生活，社会生活に制限を受けているもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，平成30年6月22日付け発障0622第7号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は，理由説明書によると，おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は，平成30年4月22日付けで処分庁に対して，法3条の規定に基づき，本件対象文書に係る開示請求を行った。

（2）これに対し，処分庁が，原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，同年6月26日付け（同月27日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

（1）本件審査請求に係る開示請求は「発達障害者の判断基準（日常生活，社会生活に制限を受けているもの）」の開示を求めるものである。

発達障害者支援法（以下「支援法」という。）の定義において、「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者とされているが、判断は医師が医学的な観点より行っており、厚生労働省では判断基準を定めてはいない。そのためこれを保有していないことから不開示とした原処分は、妥当であると考える。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分の取り消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「発達障害者の判断基準（日常生活，社会生活に制限を受けているもの）」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、これを保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において、以下の旨を説明し、本件対象文書について不開示とした原処分は妥当であるとする。

本件審査請求に係る開示請求は「発達障害者の判断基準（日常生活，社会生活に制限を受けているもの）」の開示を求めるものである。

支援法の定義において、「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者とされているが、判断は医師が医学的な観点より行っており、厚生労働省では判断基準を定めてはいない。そのためこれを保有していないことから不開示とした原処分は、妥当であると考える。

(2) 厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然，不合理であるとは認められず，これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする
諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不
開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有して
いるとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子